

令和 3 年 3 月定例議会 議案概要			担当課	人権・同和教育課	種別	条例
議案番号	議案第 52 号	議案名	琴浦町人権尊重の社会づくり条例の制定について			
目 的	誰もが安心して暮らせる人権を尊重する社会づくりを推進するため、社会情勢の変化などに伴い生じている新たな人権問題にも対応した新たな人権条例を制定するもの。					
内 容	1 背景 インターネットや SNS の発達、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、人権に関する問題が複雑化・多様化している昨今の状況を鑑み、あらゆる人権問題を網羅した普遍的かつ汎用性のある条例を制定する。					
	2 主な内容 (1) 前文[修正] 新たに条例を制定する背景、理念、趣旨、決意等を明記 (2) 目的(第 1 条) 町民とは、町に住民票を置く人だけでなく、通勤・通学者や事業所・団体など町に関係する全ての人・団体が対象となることを明記 (3) 町の責務(第 2 条) 行政は役割ではなく、責務とすることで、一定の拘束力を与え、義務を果たすべき責任を負わせることとする。 (4) 町民の役割(第 3 条) 町民に対しては、役割とすることで、拘束力を与えず、柔軟性・自主性を重んじることとする。 (5) 町民と町との協働(第 4 条) 人権を尊重する社会づくりにおいて、行政と住民は対等の立場であり、住民自らも主体性を持って、積極的に担い手として行動し、住民と行政が相互に一体となって協働する旨を明記したもの。 (6) 人権施策基本方針(第 5 条) 従前の総合計画に代わり、人権施策基本方針にて町の施策等を分野別に定め、スピード感を持って、柔軟に対応する。 (7) 教育及び啓発の実施(第 6 条) 人権に関する正しい知識の普及をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。					

	(8) 推進体制の充実(第7条) 法令においても、人権施策の大きな柱として、「相談体制の充実」、「教育啓発の推進」、「調査の実施」が挙げられており、当該施策を積極的に推進するため、関係機関等と連携し、推進する旨を明記したもの。 (9) 調査の実施(第8条) 現在も意識調査や実態調査を実施しているが、今後も新たな人権課題(労働者問題・外国人問題等)が生じる可能性があり、努力義務ではなく、行政の責務として引き続き調査を実施する。 (10) 相談体制の充実(第9条) 人権問題に係る相談対応や関係機関へ適切に繋げるなどの必要な支援を行うものとする。 (11) 人権尊重の社会づくり審議会の設置(第10条) 人権施策の推進に関する事項やこの条例の目的を達成するための事項を審議するため、町内関係団体や学識経験者から構成する人権尊重の社会づくり審議会を設置することとしたもの。 (12) 審議会の委員(第11条) [修正] 審議会の組織構成、人数、任期等を定めたもの。 (13) 委任(第12条) この条例の施行に関する細目的事項(諸様式や実施方法等)を定める権限を町長に委任することとしたもの。 (14) 附則 [修正] この条例の施行期日を定めるとともに、関係条例の改廃を行うもの。
補足事項	施行日 令和3年4月1日